

氏名	さんのみや のぞみ 三宮 希		
学位の種類	博士（法学）		
報告番号	甲第 1748 号		
学位授与の日付	平成 31 年 3 月 14 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当（課程博士）		
学位論文題目	ライン同盟諸国における『ナポレオン法典』継受とギーセン会議 —バイエルン州立文書館（ヴェルツブルク）所蔵文書の研究—		
論文審査委員	（主 査） 福岡大学	教授	野田 龍一
	（副 査） 福岡大学	教授	武士俣 敦
	福岡大学	教授	蓑輪 靖博

## 内 容 の 要 旨

西南ドイツにナポレオンを保護者として成立したライン同盟(1806年)加盟諸国は、『ナポレオン法典』(1807年)の継受を試みた。この継受は、近代市民革命を経た「革命的」法典の、近代市民革命を経していない「伝統的」身分制社会への導入の一例である。この継受のハイライトが、ギーセン会議である。本研究は、バイエルン州立文書館（ヴェルツブルク所在）が所蔵するギーセン会議議事記録および同会議に提出された 53 通の提案書を素材に、その実相を明らかにする研究である。

第 1 章では、先行研究を検討し、ギーセン会議それ自体の実相を明らかにした研究が皆無であることを指摘した。

第 2 章では、ギーセン会議のあらましを考察した。参加国はナッサウ、ヘッセン、ライン同盟筆頭君侯国の 3 か国であった。会期は、1809 年 9 月 4 日から 1810 年 3 月 28 日までであった。約半年間に、47 回の会議が開催された。ナッサウからはアルメンディンゲンが派遣された。ヘッセンからはグロルマンとヤオブが派遣された。筆頭君侯国からは、主にムルツァーが活躍した。会議をリードしたのは、アルメンディンゲンであった。審議は、『ナポレオン法典』の内容ごとに一括して実施された。

第 3 章では、会議に参加した各派遣委員の略歴について検討した。いずれも、フランス法ないしフランス文化に精通していたことが明らかになった。

第 4 章では、第 5 章以下で取り上げる諸論点および主な史料について叙述した。

第 5 章では、『ナポレオン法典』導入の在り方について考察した。グロルマンとヤオブは、フランス語原本での導入を主張した。ムルツァーは、エアハルトによるドイツ語訳本(1808年)を公定本とした。ムルツァーは、『ナポレオン法典』本体に附則ないし説明として、ドイツ固有の法事情を加味した。グロルマンとヤオブは、『ナポレオン法典』とは独立の法令でもってドイツの諸事情を規律すべき、と主張した。アルメンディンゲンは、イン

フラ整備に応じ『ナポレオン法典』を段階的に順次施行すべき、と主張した。他の派遣委員は、『ナポレオン法典』を一挙に施行すべきだと説いた。

第6章では、『ナポレオン法典』が拠って立つフランス法制に特有の各種インフラ整備を取り上げた。ムルツァーは、ほとんどすべてのインフラを、ドイツ在来の制度でもって代替することを主張した。その他の派遣委員は、いくつかの重要なインフラについては、フランスをモデルとした制度の新設を説いた。

第7章では、土地所有権について考察した。「ライン同盟規約」(1806年)は、ライン同盟君主たちに、旧来の封建的特権を容認した。また、『ナポレオン法典』は、マヨラート(長子単独相続制度)を導入した。ギーセン会議では、マヨラートの導入に関しては、すべての派遣委員が賛成した。「ライン同盟規約」第27条が、ライン同盟諸君主に封建的特権を容認したことに関しては、グロルマンとヤオブは、『ナポレオン法典』の「ライン同盟規約」に対する優越を主張し、かの容認を各国君主に限定し、その他の等族貴族(シュテンデ)には否定した。アルメンディンゲンおよびムルツァーは、「ライン同盟規約」の『ナポレオン法典』に対する優越を主張し、かの封建的特権を、シュテンデ一般に容認した。グロルマンとヤオブは、封建的制度の廃止を前提とする『ナポレオン法典』各条そのままの実施を主張した。アルメンディンゲンは、封建的法制度が今後は廃止されるべきだが、それらの廃止までは現状と齟齬する条文を施行延期すべき、と主張した。ムルツァーは、『ナポレオン法典』が封建的法制度を明確に廃止していないことを理由に、それらの制度の存続は可能だと説いた。

第8章では、婚姻成立要件を考察した。グロルマンとヤオブは、婚姻成立の要件を、双方の合意と民事身分吏の面前での挙式に限った。アルメンディンゲンおよびムルツァーは、教会での挙式を、婚姻成立のための要件とした。

第9章では、協議離婚について考察した。フランスにおける1790年9月20日法が、双方の合意による協議離婚を認めた。『ナポレオン法典』は、離婚についての双方の同意を、夫婦生活破綻を推定させる証拠とした。グロルマンは、『ナポレオン法典』の規定に賛同した。アルメンディンゲンは、離婚に付随する財産法上の諸問題を含め教会がすべてを管轄すると説いた。ムルツァーは、離婚それ自体を教会の管轄事項とし、離婚に付随する財産上の諸問題を世俗民事裁判所の管轄事項とした。

第10章では、ギーセン会議の意義を指摘した。ギーセン会議での議論が契機となっこそ、ウィーン体制下で全ドイツに共通の法典の構想が生まれ、ティボーとサヴィニーの「法典論争」が始まった。1848年のフランクフルト国民議会での全ドイツに共通の憲法制定もまた、ギーセン会議での議論をふまえて再検討されるべきである。

## 審査の結果の要旨

### 本論文の背景

ドイツ近代法制史研究の主流は、プロイセンを対象としてきた。これは、ドイツ本国のみならず、わが国の法制史学界にあってもあてはまる。しかし、第二次世界大戦後における旧西ドイツの復興の拠点が西南ドイツ地域であったことやドイツにおける民主主義運動の象徴である 1848 年フランクフルト国民議会の主たる担い手たちが西南ドイツ地域出身者であったことから、1960 年代以降、西南ドイツ近代法制史が注目されるようになった。日本では、栗城壽夫の憲法史研究(1965 年)が、ドイツでは、エリザベート＝フェーレンバハの社会史研究(1974 年)が、研究の起点となった。

西南ドイツ近代法制史研究にあっては、ナポレオンを保護者として 1806 年に西南ドイツ諸国間で成立したライン同盟およびライン同盟諸国における『ナポレオン法典』の継受研究が、避けて通れない課題である。

### 本論文の対象

ライン同盟諸国における『ナポレオン法典』の継受研究にあたり、1809 年から 1810 年にかけて開催されたギーセン会議議事記録は、この研究領域にあって、もっとも重要な史料であることが、従来指摘されてきた。しかし、史料の分量が膨大であり、しかも手書きのために判読が困難なこともあって、これまで、この史料に本格的に取り組んだ研究者は、日本でもドイツでも、皆無であった。本論文は、この史料をてがかりとした、日本のみならずドイツでも、画期的な研究である。

### 本論文の編別構成

本論文は、2つの部分に大別される。前半が、具体的テーマに即した、ギーセン会議での議論の分析である。後半が、ギーセン会議議事記録の解説および邦訳である。

前半部分では、研究史について略述したうえで、ギーセン会議のあらましおよび参加国の派遣委員について述べる。以上をふまえて、本論文で取り上げる諸論点および対象となる史料について叙述がある。つづいて、総論的論点として、『ナポレオン法典』の導入方法・インフラ整備の問題が取り上げられる。さらに、各論的論点として、『ナポレオン法典』の規定する土地所有権の自由とドイツ古来の封建的・身分制的法制度との調整の問題および婚姻・離婚制度における『ナポレオン法典』による教会の排除へのライン同盟諸国の対応が叙述される。最後に、ギーセン会議が、その後のドイツにおける統一的法典論争や 1848 年フランクフルト国民議会開催の起点となったことが指摘され、ドイツ近代法制史研究におけるその意義を再評価している。

後半部分では、ヴュルツブルクに所在するバイエルン州立文書館所蔵のギーセン会議議事記録の原文全体を逐一解説し、それを日本語に全訳している。なお、前半部分の末尾に、ギーセン会議の日程および議事記録の概要一覧を添付している。

## 本論文に対する評価

本論文は、従来、内外の学界でその研究の重要性が指摘されながら、誰も本格的に取り組むことのなかったギーセン会議議事記録を丹念に解読し、それを邦訳することをベースとする実証的研究である。加えて、史料紹介にとどまらず、総論的課題としては、『ナポレオン法典』のライン同盟諸国における継受の在り方について、そして、各論的課題としては、土地所有権の自由や婚姻・離婚における教会の排除といった個別・具体的テーマについて「革命的法」としての『ナポレオン法典』が「伝統的」身分制社会であったライン同盟諸国にいかに取り入れられていったかを解明した。そのさい、『フランス人の民法典』（1804年）・『ナポレオン法典』（1807年）・エアハルトによる『ナポレオン法典』のドイツ語訳（1808年）・『バーデン＝ラント法』（1809年）などの各法典の規定および注釈をも渉猟して、ギーセン会議での議論と比較する。

3年ないし5年という研究期間の短さのゆえに不十分な諸点もないわけではない。たとえば、フェーレンバハ以降の研究史を丹念にフォローすること、『ナポレオン法典』それ自体が、フランス革命の成果を条文化した点のほかに、革命前の旧体制（アンシャン＝レジーム）以来のフランスにおける法伝統を結実させた点や、なお男女差別的規定や家父長的規定を色濃く残している点についても触れること、ギーセン会議が、ナポレオン没落以後のウィーン体制下のドイツにあって、どのように承継されていったかを追跡し、ティボー・サヴィニーの法典論争や1848年フランクフルト国民議会におけるギーセン会議の意義を実証的に研究することが、本論文にとっての今後の課題である。

本論文は、このように今後さらに研究するべきいろいろな宿題を残している。しかし、本論文が前人未踏の法制史史料を解読・邦訳したうえで、法典継受という法制史研究上重要な研究領域において、具体的に成果を挙げたことは、否定できない。

## 結 論

本論文の審査に当たった主査および副査3名は、本論文が、博士（法学）の学位を授与するに値するとの結論に、全員の意見一致のうえで、達した。